

# 第 11 回コンプライアンス委員会議事録

2019 年 6 月 28 日 経営企画部作成

日時：2019 年 6 月 27 日（木）13：00～14：00

場所：丸尾興商本社 2F 会議室

出席者：村木税理士事務所・代表 村木慎吾

(株)トーキコンサルタント・代表取締役 近藤則男

弊社 代表取締役 丸尾高史、 専務取締役 豊田浩子、 取締役 丸尾友美恵、

取締役 鈴木大造、 取締役 丸尾真一郎

事業本部長：大畑雅英、駒形良明、永野祐二郎、横田川浩貴、伊藤信幸、

小澤智弘

書記：経営企画部 染葉直紀

以上 14 名

## ■活動報告

### ①安否コールの運用方法の確認について

直接コンプライアンスに関わるものではありませんが、昨年当社で採用した安否コールのアドテクニカの担当者にご来社いただき、運用方法についてご説明いただきました。昨今頻発する自然災害を想定し、従業員のプライバシーを守りながら事業の継続を維持する方法について検討致しました。

### ②セミナー理解度確認テストに関する結果報告

6/4（火）に、弁護士の栗田先生にご来社いただき、「SNS への不適切投稿」をテーマにしたセミナーを全従業員対象に実施致しました。その模様は「コンプライアンス活動レポート vol.3」に掲載しておりますが、その後各従業員がセミナーの理解度に関する小テストを受験しております。6/21（金）の期日までに 255 名が受験し、平均スコアは 100 点満点中 97 点でした。

### ③パワハラ防止関連法の成立について

5/29 に、職場でのパワハラ防止を義務付ける関連法が、参院で可決・成立しました。労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法など合計 6 つの法律の改正によるもので、この改正により、

- ・従来不明確だったパワハラの定義が、「優越的な関係に基づき、業務上必要な範囲を超えた言動により、従業員環境を害すること」と定義
- ・就業規則中にパワハラの禁止を盛り込むことが必要
- ・相談者のプライバシーの保護と不利益取扱の禁止が求められる。

こととなり、現時点で罰則はないものの、悪質と判断された企業は企業名が公表されることとなります（中小企業は 2022 年までに整備）。

具体的にどのような行為・言動がパワハラに該当するかについては、厚労省が年内にも

指針として公表する予定です。

詳しい情報が出てきましたら、改めてこの場で報告いたします。

■次回までの活動予定

7月～8月にかけては、各職位階層ごとに、外部企業作成のDVD教材によるコンプライアンス研修を予定しております。

詳細については、決定次第改めて連絡致します。

次回コンプライアンス委員会 7/18（木）13：00～

以 上